

(裏)

(道路運送車両法抜すい)

第 5 4 条の 3 地方運輸局長は、前条の規定の施行に必要な限度において、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為を行った者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、当該者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 1 0 8 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 3 0 万円以下の罰金に処する。

(3) 第 5 4 条の 3 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十八号様式の三中「第 106 条の 2」を「第 106 条の 4」に「規定による検査」を「規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査」に「行為人」を「行為者」に改める。

(独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令の一部改正)

第一条 独立行政法人交通安全環境研究所に関する省令(平成十三年国土交通省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「情報の収集、整理及び提供」を「技術的な検証」に改める。

第十八条の見出し中「審査事務」を「審査事務等」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項に一号を加える改正規定及び同令第四十三条の二に一号を加える改正規定は、平成十八年八月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に、道路運送車両法(以下「法」といふ)の規定により登録を受けている自動車に係る自動車検査証の記載事項については、次に掲げる日のいずれか早い日までの間は、第一条の規定による改正後の道路運送車両法施行規則(以下「新施行規則」といふ)第三十五条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 当該自動車について法第十五条第一項の申請に基づく永久抹消登録を受ける日

二 当該自動車について法第十五条第五項の規定により永久抹消登録のあった旨の通知を受ける日

三 当該自動車について法第十五条の二第一項の申請に基づく輸出抹消仮登録を受ける日

四 当該自動車についてこの省令の施行後初めて法第十六条第一項の申請に基づく一時抹消登録を受ける日

五 当該自動車がこの省令の施行後初めて受ける構造等変更検査の日

第三条 この省令の施行の際現に、法の規定による認証を受けて自動車分解整備事業を営んでいる者及び法の規定により自動車分解整備事業の認証を申請している者に係る法第八十条第一項第一号の規定による基準(一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器に係るものに限る。)については、新施行規則別表第五の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二年間を経過する日までの間は、なお従前の例による。

告

示

○総務省告示第三百六号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十八条の六第二項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の六第二項の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項及び同法第三十八条の二十四第三項において準用する同法第三十八条の六第三項の規定に基づき告示する。

平成十八年五月十九日

総務大臣 竹中 平蔵